十一　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第十六号
十二　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第十九条第一項第八号
十三　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第十八条第一項第十九号
十四　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第十六条第一項第十九号
（沖縄振興開発金融公庫法施行令及び独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）
第五条　次に掲げる政令の規定中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。
一　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第六号
二　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第一条第三号ロ及び第二条第三号
附　則
この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七号
地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令
内閣は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第八十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

文部科学大臣　下村　博文
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八号
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一の第一の八の（二）のあり科の項の次に次のように加える。

すずめばち科	ヴェスパ・ヴェルティナ（ツマアカスズメバチ）

附　則
（施行期日）
1　この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　ヴェスパ・ヴェルティナ（ツマアカスズメバチ）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。
3　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

農林水産大臣　西川　公也
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九号
麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令
内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。
第九条中「二百七十人」を「二百九十六人」に改める。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三